

地球温暖化とオゾン層破壊の原因となる
フロン類（CFC、HCFC、HFC）の排出抑制のため、
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器※の管理者（所有者など）は
機器を適切に管理する必要があります。

※フロン排出抑制法の対象となるのは業務用のエアコン及び冷凍・冷蔵機器であって冷媒としてフロン類が使用されている機器です。



機器の設置に関する義務

確認

■ 機器の適切な場所への設置

機器の損傷等を防止するため、適切な場所への設置、設置する環境の維持・保全
※振動源を周囲に設置しない。
点検・修理のために必要な作業空間を確保する、機器周辺の清掃を行う。



機器の使用に関する義務

点検

■ 機器の点検の実施

全ての機器について簡易点検を実施。さらに一定規模以上の機器については、専門的な定期点検を実施
※義務履行のため、所有・管理する機器のリスト化と点検体制・スケジュール等を検討ください。

修理

■ 漏えい防止措置／未修理の機器への冷媒充填※の禁止

フロン類の漏えいが見つかった際、修理を実施
修理しないでフロン類を充填することは原則禁止
※フロン類を充填する場合、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

記録

■ 点検等の履歴の保存

機器の点検・整備の履歴について機器毎に記録簿に記録、廃棄まで記録簿の保存

算定報告

■ フロン類算定漏えい量の算定・報告

第一種フロン類充填回収業者から充填・回収証明書の交付を受け漏えい量を算定
一定量以上漏えいした場合の毎年度の国への報告
※報告された漏えい量は会社名とともに公表されます。
※義務の履行のため、充填量・回収量の集計体制・スケジュール等を検討ください。



機器の廃棄等に関する義務

回収

■ 機器廃棄時などのフロン類回収※の徹底

不要となったフロン類の回収依頼、「回収依頼書」または「委託確認書」の交付、
フロン類の回収・再生・破壊に必要な費用の負担
※フロン類の回収は、都道府県に登録された第一種フロン類充填回収業者へ委託する義務があります。

フロン排出抑制法に基づく機器の点検は、以下の2つの方法があります。

- 全ての業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした簡易点検
(製品外観の目視確認など)
- 一定規模以上の業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器を対象とした定期点検
(専門家による点検)

なお、法に基づく定期点検の対象及び点検頻度は下記のとおりです。

| 機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力 | 定期点検の頻度 |
|----------------------|---------|
| 7.5kW以上の冷凍冷蔵機器 | 1年に1回以上 |
| 50kW以上のエアコン | 1年に1回以上 |
| 7.5kW以上50kW未満のエアコン | 3年に1回以上 |

定期点検対象機器の確認は、冷凍空調機器の室外機などの銘板に記載された、「圧縮機の定格出力」や「電動機出力・圧縮機」、「呼称出力」などで確認できます。不明な場合は、カタログを確認するかメーカーにお問い合わせください。

第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書・回収証明書に基づき、下記算式で算定漏えい量を算定すること(事業者単位、事業所単位)が必要です。

$$\text{フロン類算定漏えい量 (CO}_2\text{-t)} \\ = (\text{充填量(kg)} - \text{機器整備時の回収量(kg)}) \times \text{地球温暖化係数} \div 1,000$$

毎年度における算定漏えい量が1,000CO₂-t以上となった場合、翌年度の7月末日までに国(事業所管省庁)に報告することが必要です。

**フロン排出抑制法の義務に違反した者に対しては、
以下のような罰則があります。**

- フロン類をみだりに放出した場合 …… 1年以下の懲役または50万円以下の罰金
- 機器の使用・廃棄等に関する義務について、…… 50万円以下の罰金
都道府県知事の命令に違反した場合
- 算定漏えい量の未報告、虚偽報告の場合 …… 10万円以下の過料

機器の管理方法やフロン類の回収等について詳しく知りたい方は、
エアコンや冷凍冷蔵機器のメーカーやメンテナンス業者、都道府県、環境省、経済産業省にお問い合わせいただくか、
下記ホームページをご覧ください。

| | |
|----------------------|-------------------------|
| 岐阜県環境生活部環境管理課 温暖化対策係 | 【電話】058-272-1111 内線2694 |
| 岐阜地域環境室 環境保全係 | 【電話】058-272-1920 |
| 西濃県事務所環境課 | 【電話】0584-73-1111 |
| 揖斐県事務所環境課 | 【電話】0585-23-1111 |
| 中濃県事務所環境課 | 【電話】0575-33-4011 |
| 可茂県事務所環境課 | 【電話】0574-25-3111 |
| 東濃県事務所環境課 | 【電話】0572-23-1111 |
| 恵那県事務所環境課 | 【電話】0573-26-1111 |
| 飛騨県事務所環境課 | 【電話】0577-33-1111 |